

## 第四十五号議案

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の  
一項を加える。

2 前項の「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策」とは、東京都が定める観光産業振興に関する計画に基づく施策をいう。

第二条中「第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項の営業」を「第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業を除く。）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業」に改める。

第三条中「次条」を「次条及び第九条」に、「一万円」を「一万三千円」に改める。

第四条を次のように改める。

（課税標準及び課税標準額の端数計算）

第四条宿泊税の課税標準は、一人一泊当たりの宿泊料金とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十七第一項第四号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

3 宿泊税の課税標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第四条の次に次の二条を加える。

(税率及び税額の計算等)

第四条の二 宿泊税の税率は、百分の三とする。

2 宿泊税の税額は、課税標準額に前項の税率を乗じて得た金額とする。

3 宿泊税は、地方税法施行令第六条の十七第二項第九号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。  
第七条第一項中「総数」の下に「、課税標準額の総額」を加え、同条第二項中「申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の」を削る。

第八条の次に次の二条を加える。

(納税管理人)

第八条の二 宿泊税の特別徴収義務者は、都内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この条において「住所等」という。）を有しない場合においては、都内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は都外に住所等を有する者のうち納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じる日の五日前までに知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定によつて納税管理人申告書を知事に提出し、又は知事の承認を受けた者は、納税管理人を変更した場合その他申告をした事項若しくは承認を受けた事項に異動を生じた場合又は納税管理人を変更しようとする場合その他申告をした事項若しくは承認を受けた事項に異動を生じる場合においては、納税管理人が都内に住所等を有する場合はその変更又は異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に申告し、納税管理人が都外に住所等を有する場合はその変更又は異動を生じる日の十日前までに知事に申請してその承認を受けなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第八条の三 前条第三項の認定を受けていない宿泊税の特別徴収義務者で同条第一項又は第二項の承認を受けていないものが、同条第一項又は第二項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、十万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納定期限は、その発付の日から十日以内とする。

第十条第一項中「五年間」を「七年間」に改め、同項第一号中「宿泊料金」を「総宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であつて、宿泊者がホテル等の宿泊に関して名称を問わず当該ホテル等に支払うべき額（宿泊者以外の者から当該宿泊に関するして当該ホテル等に支払うべき額を含む。）」をいう。次項において同じ。）」に改め、「なる宿泊者数」の下に「、課税標準額」を加え、同条第二項中「二年間」を「七年間」に改め、同項第一号中「宿泊料金」を「総宿泊料金」に改める。

第十一条第一項第三号中「五年間」を「七年間」に改め、同項第五号中「二年間」を「七年間」に改める。

第十二条の二中「（昭和二十五年政令第二百四十五号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。ただし、附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊に対しても課すべき宿泊税について適用する。

3 施行日において現に旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業を除く。）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下この項及び次項において

「ホテル等」という。）を経営している者（この条例による改正前の東京都宿泊税条例（以下「旧条例」という。）第八条第一項に規定する特別徴収義務者としての登録を受けた者を除く。）については、施行日にホテル等の経営を開始するものとみなして、この条例による改正後の東京都宿泊税条例（以下「新条例」という。）第八条第一項の規定を適用する。

4 施行日において現にホテル等を経営している者については、施行日にホテル等の経営を開始するものとみなして、新条例第八条の二第一項の規定を適用する。

5 新条例第六条第一項の規定により特別徴収義務者となる者（旧条例第八条第一項に規定する特別徴収義務者としての登録を受けた者を除く。）に係る特別徴収義務者としての登録及び変更の申請並びに休止及び廃止の申告並びに証票の交付及び返却は、施行日前においても、新条例第八条第一項（附則第三項の規定が適用される場合を含む。）、同条第二項から第六項まで及び同条第九項の規定の例により行うことができる。

6 新条例第六条第一項の規定により特別徴収義務者となる者に係る納稅管理人申告書の提出又は納稅管理人の申請及び承認並びに変更及び異動の申告又は申請及び承認並びに宿泊税の徴収の確保に支障がないことについての申請及び認定は、施行日前においても、新条例第八条の二（附則第四項の規定が適用される場合を含む。）の規定の例により行うことができる。

7 新条例第七条第一項及び第二項の規定は、施行日以後の宿泊に係る課税の申告について適用し、施行日前の宿泊に係る申告については、なお従前の例による。

8 新条例第十条第一項及び第十二条第一項第三号の規定は、施行日以後に使用が終わる帳簿の保存について適用し、施行日前に使用が終わった帳簿の保存については、なお従前の例による。

9 新条例第十条第二項及び第十二条第一項第五号の規定は、施行日以後に作成する書類の保存について適用し、施行日前に作成した書類の保存については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

宿泊税を取り巻く環境の変化を踏まえ、持続可能な観光振興を財政面から支えていくため、宿泊税の使途に係る規定を設け

るとともに、賦課徴収について所要の改正を行う必要がある。